



千葉労働界

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.5.14 No. 3216

スト体制確立-怒りを胸に 5.19 千葉労働総決起集会へ!

JR東日本は、「三月一八日に行われた、前倒しスト」を正当な争議行為ではなく、JR移行後の処分を行う方針を固めた。又、ストで被った損害賠償を求める民事訴訟も検討している」と新聞報道された。

その「理由」として会社側は、「本来の要求以

何らの根拠なき処分を許すな!

不当もここにきわまり!

「本来の要求以外の目的」とは何たる言い草か! 地労委命令を履行せず、懸案要求に対するまともな団交を行わず、スト破壊のみを優先させ、とりもなおさずJR総連の要求を全てのみ、組合事務所への封鎖、組合役員・組合員の職場からの排除、乗務員の宿泊施設からの叩き出し等、ありとあらゆる支配介入! 不当労働行為! スト破壊に対して、組合側として当然のごとくスト防衛のために、労働省・労働委員会に「通知」してある通り、戦術拡大のやむなきに至ったのであって、「突然ストを行った」のではない。又、これも何度もあきらかにしてきた通り、当

外の目的で突然ストを行ったのは、ストの事前通知を定めた労働関係調整法第三七条違反。また、利用客にストを知らせる時間を与えず、予定外の混乱を招いたことは公益事業の労働組合としては正当な争議行為とはいえない」としている、と報じられている。

局側との折衝の中で不当な介入策動(乗泊施設からの排除)に対して、このような事を行うならば、前倒し(一二時から一二時)を考えざるを得ないことを表明していたのであり、「利用客にストを知らせる時間」を無為にすし、「そんなことはないだろう」とタカをくくっていた当局にこそ全ての責任があるのである。(JRの場合、告知の義務は当局側にしか存在しない) そして自らが行った行為によって引きおこされた結果を、「予定外の混乱」と組合側に責任転嫁しているのである。 この「理由」ならざる「理由」の中にこそ、現在のJR体制が如実に示されている。

労働者の権利を 守るものわれら!

われわれの三、一八からのストライキは、どの観点からみても一〇〇% 正当な争議行為である。 JR東日本の「理由」を認める事は、どの法に

てらしても、どの観点からみても正当性がない。 当局の論理がまかり通るならば、スト権とは、

争議権の行使・戦術の設定は、経営者側に管理された「スト」にしかならないではないか!

こんな争議権など、争議権とは言えない!

われわれは全労働者の、全労働組合の、基本的かつ最大の権利であるスト権を守る意味からも、この攻撃! 不当処分を許すものではない。

全組合員は今こそ火の玉となって、JR当局! JR総連一体となった不当極まる攻撃を粉碎しき

るうではないか! 全職場からのスト体制を完全に構築し、怒りを胸に、五、一九労働千葉

総決起集会へ結集せよ! 目にもものを見せてやるうではないか!

5.19 不当処分粉碎 千葉労働総決起集会

とき 5月19日(土) 18時
ところ 千葉市民会館・小ホール
最大限の総力結集で不当処分を粉碎せよ

